土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について

平成３年５月31日付け３構改Ｄ第389号
最終改正　令和８年４月７日付け７農振第3155号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
宛て

農村振興局長

この度、地方公共団体が事業の態様や地域の実状等に即して事業費の負担割合を定めるにあたっての指針とするため、国営、都道府県営及び団体営土地改良事業における都道府県及び市町村の標準的な費用負担の水準を別紙のとおり、「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」として定めたので、御了知の上、その運用に特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内の都道府県知事には、貴職から通知されたい。

「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」

R8．4

（国営：その１）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 農林水産省 国庫率	都府県	市町村	備考
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	70 70 2/3 2/3 2/3 2/3 [2/3] [[2/3]] 〈2/3〉 〈〈2/3〉〉 〈〈70〉〉 〈〈〈50〉〉〉 (2/3) ((2/3)) 〔2/3〕 【2/3】	25 20 23.4 20.9 19 17 [17] [[19.4]] 〈30〉 〈〈30〉〉 〈〈30〉〉 〈〈〈32〉〉〉 (19.4) ((22)) 〔22〕 【30】	5 8 8 8 8 6 [7] [[10]] 〈3.4〉 〈〈3.4〉〉 〈〈0〉〉 〈〈〈18〉〉〉 (9) ((11.4)) 〔11.4〕 【3.4】	［　］書は農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ［［　］］書は農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 〈　〉書は併せ行うため池整備に適用する。(注23) 〈〈　〉〉書は一体的に行う耐震化対策、一体的に行う地域防災対策、一体的に行う豪雨災害対策及び流域治水対策事業に適用する。(注24) 〈〈〈　〉〉〉書は一体的に行う地域防災対策及び一体的に行う豪雨災害対策に適用する。(注32) （　）書は更新事業に適用する。 （（　））書は緊急対策に適用する。(注26) 〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 【　】書は用途廃止施設の撤去に適用する。
			{ただし田以外：特殊土壌等} 2/3	17	6	「田以外：特殊土壌等」とは平成５年４月１日付け５構改Ｄ第194号 による改正前の国営かんがい排水事業実施要綱第６の１の(１)のウの(イ)及び(２)に規定する特殊土壌地帯における田以外にかかる部分並びに琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)に基づく指定に係る事業を示す。
			{ただしファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム} 50 (50)	25 (29)	10 (14)	「ファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年７月７日付け元構改Ｄ第532号農林水産事務次官依命通知)第２の３、４、７のうち第８の１（１）ウ（ウ）の規定により行う事業及び第２の５により行う事業を示す。 （　）書は更新事業に適用する。
		(土地改良施設突発事故復旧・防止事業)	2/3 (70)	30 (30)	3.4 (0)	（　）書は基幹施設型に適用する。
	農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備	2/3 〈2/3〉 〈55〉 〈55〉 〈50〉 (2/3) ((2/3))	17 〈24.4〉 〈30〉 〈28〉 〈29〉 (25.2) ((30))	6 〈5〉 〈10〉 〈11〉 〈14〉 (5) ((3.4))	〈　〉書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 （　）書は農地再編整備の次世代農業促進型、草地整備型、耕畜連携促進型及び国営緊急農地再編整備に適用する。 （（　））書は流域治水対策に適用する(注29)
	総合農地防災事業費	国営総合農地防災(総合農地防災)	70 2/3 55 50 (2/3)	30 30 34 35 (22)	0 3.4 11 15 (11.4)	（　）書は緊急対策に適用する。(注27)

（国営：その２）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 北海道 国庫率	道	市町村	備考
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	85	12	2	{ }書は直轄明渠排水及び内水排除に適用する。 [ ]書は環境保全型かんがい排水事業、農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [[ ]]書は環境保全型かんがい排水事業、農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。(注23) << >>書は一体的に行う耐震化対策、一体的に行う地域防災対策、一体的に行う豪雨災害対策及び流域治水対策事業に適用する。(注24) <<< >>>書は一体的に行う地域防災対策及び一体的に行う豪雨災害対策に適用する。(注32) ( )書は更新事業に適用する。 (( ))書は緊急対策に適用する(注26) 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 【 】書は用途廃止施設の撤去に適用する。
			{80}	{15}	{5}	
			85	10	2	
			80	15	2	
			[80]	[15]	[3]	
			[[80]]	[[16]]	[[3]]	
			{75}	{19}	{6}	
			75	19	3	
			85	15	0	
			85	13	2	
			75	22.5	2.5	
			75	20	4	
			75	17	3	
			[75]	[17]	[4]	
			[[75]]	[[18]]	[[5]]	
			<75>	<25>	<0>	
			<80>	<20>	<0>	
			2/3	23	5	
			60	27	5	
			<<85>>	<<15>>	<<0>>	
			<<80>>	<<20>>	<<0>>	
			<<75>>	<<25>>	<<0>>	
			<<<50>>>	<<<32>>>	<<<18>>>	
			(85)	(12)	(2)	
			(80)	(16)	(2.5)	
			(75)	(18)	(4.5)	
			((85))	((13))	((2))	
			((80))	((17))	((3))	
			((75))	((19))	((6))	
			〔85〕	〔13〕	〔2〕	
			〔80〕	〔17〕	〔3〕	
			〔75〕	〔20〕	〔5〕	
			【85】	【15】	【0】	
			【80】	【20】	【0】	
			【75】	【25】	【0】	
			{ただしファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム}			「ファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年７月７日付け元構改Ｄ第532号農林水産事務次官依命通知)第２の３、４、７のうち第８の１（１）ウ（ウ）の規定により行う事業及び第２の５により行う事業を示す。 ( )書は更新事業に適用する。
			50	27.5	9	
			(50)	(31)	(13)	
		（土地改良施設突発事故復旧・防止事業）	75	25	0	
			85	15	0	
			80	20	0	
	農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備	75	15	4	< >書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ( )書は農地再編整備の次世代農業促進型、草地整備型、耕畜連携促進型及び国営緊急農地再編整備に適用する。 (( ))書は流域治水対策に適用する(注29)
			75	13	5	
			<75>	<18>	<4>	
			<55>	<28>	<11>	
			<50>	<33>	<11>	
			<50>	<31>	<13>	
			<50>	<29>	<14>	
			(75)	(18.3)	(4)	
			((75))	((25))	((0))	
	総合農地防災事業費	国営総合農地防災(総合農地防災)	85	15	0	( )書は緊急対策に適用する。(注27)
			75	25	0	
			55	34	11	
			(75)	(19)	(6)	

（国営：その３）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 沖縄 国庫率	県	市町村	備考
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	95 90 [90] [[90]] <90> <<90>> <<95>> <<<80>>> (95) (90) ((95)) ((90)) 〔95〕 〔90〕 【95】 【90】	5 7 [7] [[7]] <10> <<10>> <<5>> <<<13>>> (5) (7) ((5)) ((8)) 〔5〕 〔8〕 【5】 【10】	0 1 [1.5] [[2]] <0> <<0>> <<0>> <<<7>>> (0) (2) ((0)) ((2)) 〔0〕 〔2〕 【0】 【0】	［　］書は環境保全型かんがい排水事業及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ［［　］］書は環境保全型かんがい排水事業及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ＜　＞書は併せ行うため池整備に適用する。（注23） ＜＜　＞＞書き一体的に行う地域防災対策及び流域治水対策事業に適用する。（注24） ＜＜＜　＞＞＞書は一体的に行う地域防災対策に適用する。（注32） （　）書は更新事業に適用する。 （（　））書は緊急対策に適用する（注26） 〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。（注28） 【　】書は用途廃止施設の撤去に適用する。
			{ただしファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム} 80 (80)	10 (12)	4 (5)	「ファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年７月７日付け元構改Ｄ第532号農林水産事務次官依命通知）第２の３、４、７のうち第８の１（１）ウ（ウ）の規定により行う事業及び第２の５により行う事業を示す。 （　）書は更新事業に適用する。
		（土地改良施設突発事故復旧・防止事業）	90 95	10 5	0 0	
	農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備				
	総合農地防災事業費	国営総合農地防災（総合農地防災）	95	5	0	

（国営：その４）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 奄美 国庫率	県	市町村	備考
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	90 90 [90] [[90]] 〈90〉 〈〈90〉〉 (90) (90) ((90)) ((90)) 〔90〕 〔90〕 【90】	8 7 [7] [[7]] 〈10〉 〈〈10〉〉 (8.5) (7) ((9)) ((8)) 〔9〕 〔8〕 【10】	1 1 [1.5] [[2]] 〈0〉 〈〈0〉〉 (1) (2) ((1)) ((2)) 〔1〕 〔2〕 【0】	[　]書は流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [[　]]書は流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 〈　〉書は併せ行うため池整備に適用する。(注23) 〈〈　〉〉書は流域治水対策事業に適用する。(注24) (　)書は更新事業に適用する。 ((　))書は緊急対策に適用する(注26) 〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 【　】書は用途廃止施設の撤去に適用する。
			{ただしファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム} 65 (65)	20 (23)	6 (8)	「ファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年７月７日付け元構改Ｄ第532号農林水産事務次官依命通知)第２の３、４、７のうち第８の１（１）ウ（ウ）の規定により行う事業及び第２の５により行う事業を示す。 (　)書は更新事業に適用する。
		(土地改良施設突発事故復旧・防止事業)	90	10	0	
	農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備				
	総合農地防災事業費	国営総合農地防災(総合農地防災)				

（国営：その５）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 離島 国庫率	都県	市町村	備考
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	85 85 80 [80] [[80]] 85 85 75 75 75 [75] [[75]] <75> <80> <<75>> <<80>> <<85>> (85) (80) (75) ((85)) ((80)) ((75)) 〔85〕 〔80〕 〔75〕 【85】 【80】 【75】	12 10 15 [15] [[16]] 15 13 22.5 20 17 [17] [[18]] <25> <20> <<25>> <<20>> <<15>> (12) (16) (18) ((13)) ((17)) ((19)) 〔13〕 〔17〕 〔20〕 【15】 【20】 【25】	2 2 2 [3] [[3]] 0 2 2.5 4 3 [4] [[5]] <0> <0> <<0>> <<0>> <<0>> (2) (2.5) (4.5) ((2)) ((3)) ((6)) 〔2〕 〔3〕 〔5〕 【0】 【0】 【0】	［　］書は農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ［［　］］書は農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ＜　＞書は併せ行うため池整備に適用する。(注23) 《　》書は流域治水対策事業に適用する。(注24) （　）書は更新事業に適用する。 （（　））書は緊急対策に適用する(注26) 〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 【　】書は用途廃止施設の撤去に適用する。
			{ただしファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム}			「ファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年７月７日付け元構改Ｄ第532号農林水産事務次官依命通知)第２の３、４、７のうち第８の１（１）ウ（ウ）の規定により行う事業及び第２の５により行う事業を示す。 （　）書は更新事業に適用する。
			50 (50)	27.5 (31)	9 (13)	
		(土地改良施設突発事故復旧・防止事業)	75 85 80	25 15 20	0 0 0	
	農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備				
	総合農地防災事業費	国営総合農地防災(総合農地防災)				

（都道府県営：その１）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 農林水産省 国庫率	都府県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	50 55 (50) (55)	27.5 27.5 (32) (32)	10 10 (18) (13)	営農環境整備を除く。(注21) （　）書は流域治水対策に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農地整備事業	50 55 (50) (55) [56.25] [59.125] [59.4] [60.8] [62.5]	27.5 27.5 (32) (32) [32] [30] [30] [29] [27.5]	10 10 (18) (13) [11.8] [10.9] [10.6] [10.2] [10]	営農環境整備(注21)を除く。 （　）書は流域治水対策に適用する。(注29) ［　］書は農業構造転換特別対策費（注35）と併せて実施する場合に適用する。
		農業基盤整備促進事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	（　）書及び［　］書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 （基幹水利施設整備型） （農業用水再編対策型） （地域用水機能増進型） （流域水質保全機能増進型） （排水対策特別型） （基幹水利施設保全型） （水利施設集約再編型） （低炭素農業水利システム構築型） （流域治水対策型）	 50 <50> 【50】 【55】 {50} 〔50〕 ((50)) (50) (55)	 25 <25> 【32】 【32】 {29} 〔33〕 ((32)) (31) (30)	 10 <11> 【18】 【13】 {14} 〔17〕 ((18)) (13) (12)	営農環境整備(注21)を除く。 ＜　＞書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 【　】書は流域治水対策型に適用する。 ｛　｝書は更新事業に適用する。 〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)ただし、(( ))書は地域用水機能増進型に適用する。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、（　）書は一体的に行う農業用用排水施設整備事業に適用する。 ［　］書は農業構造転換特別対策費（注35）と併せて実施する場合に適用する。
		（農地集積促進型）	50 55 [56.25] [59.125] [59.4] [60.8] [62.5]	27.5 27.5 [32] [30] [30] [29] [27.5]	10 10 [11.8] [10.9] [10.6] [10.2] [10]	
		（畑作等推進支援水利再編型）	50 55	27.5 27.5	10 10	
		（簡易整備型）	50 55 {50} {55} 〔50〕 〔55〕	27.5 27.5 {31} {30} 〔34〕 〔31〕	10 10 {13} {12} 〔16〕 〔14〕	
		畑地帯総合整備事業 （畑地帯総合整備型） （畑地帯総合整備中山間地域型）	 50 55	 27.5 27.5	 10 10	営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。
		（高収益作物導入促進型）	50 55	27.5 27.5	10 10	
		（高収益作物転換型）	50 55	29 28.5	11 10.5	
		（畑作物等転換型）	50 55	29 28.5	11 10.5	

（都道府県営：その２）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 農林水産省 国庫率	都府県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50 55	32 32	18 13	
	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	55 (55)	32 (33)	11 (12)	（　）書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
	農村地域防災減災事業費	防災ダム整備事業	55	39	6	注７)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		（地震・豪雨対策型）	55 50	34 34	11 16	注８)に該当するものに適用する。
		（一般整備型）	55 50 55 50 55	28 33 33 29 29	11 11 11 14 14	注９)に該当するものに適用する。
		（ため池長寿命化型）	50 55	29 29	14 14	
		（ため池群整備型）	55 50	34 34	11 16	注８)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		湛水防除事業	50 55 50 55 50 55 〈50〉 〈55〉	42 42 37 37 32 32 〈35〉 〈35〉	8 3 13 8 18 13 〈15〉 〈10〉	〈　〉書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。
		地盤沈下対策事業	50 50 55 55 〈50〉 〈55〉	39 34 39 34 〈35〉 〈35〉	11 16 6 11 〈15〉 〈10〉	〈　〉書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。
		用排水施設整備事業	55 50 55 50 55	28 33 33 29 29	11 11 11 14 14	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業	50 50 55 55	44 32 44 32	6 18 1 13	
		農地保全整備事業	55 50 50 55 45 40	30 32 29 29 31 30	10 18 14 14 16 11	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。

（都道府県営：その３）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 農林水産省 国庫率	都府県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	32 32	18 13	注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	37 32 32	8 18 13	
		農道防災対策工事	55 50 55	37 32 32	8 18 13	
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 50 55 50 55	37 42 42 32 32	8 8 3 18 13	注12)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	35 35	10 10	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水質保全対策事業	55 50 50 〈50〉 〈55〉	34 34 32 〈35〉 〈35〉	11 16 18 〈15〉 〈10〉	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 〈　〉書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業	55 50 50	41 34 32	4 16 18	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	55 50	34 34	11 16	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	55 50	34 34	11 16	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		湛水被害総合対策事業	50 55 50 55	37 37 32 32	13 8 18 13	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業	50 55	29 29	14 14	注15)に該当するものに適用する。
		農村防災施設整備事業	50 55 〈2/3〉	29 29 〈29〉	14 14 〈4.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 〈　〉書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業水利施設危機管理対策事業	50 55	29 29	14 14	
		(安全対策)	50 55	32 32	18 13	

（都道府県営：その４）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 農林水産省 国庫率	都府県	市町村	備考
農業農村整備事業費	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	29	14	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農地整備事業	50 55	27.5 27.5	10 10	
		農業基盤整備促進事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	（　）書及び[　]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設等整備事業	50 〈50〉 {50} 〔50〕 ((50)) 50 55	25 〈25〉 {29} 〔33〕 ((32)) 27.5 27.5	10 〈11〉 {14} 〔17〕 ((18)) 10 10	＜　＞書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ｛　｝書は更新事業に適用する。 〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)ただし、(( ))書は地域用水機能増進型に適用する。 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		農業水利施設等保全合理化事業	50 55	27.5 27.5	10 10	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災ダム事業 (防災ダム工事)	55	39	6	注７)に該当するものに適用する。
		(防災ため池工事)	50 50 55 55	39 34 39 34	11 16 6 11	注８)に該当するものに適用する。
		(地震対策ため池防災工事)	55 50	34 34	11 16	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	55 50 50	28 33 29	11 11 14	注９)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 50	28 33 29	11 11 14	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18	

（都道府県営：その５）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 農林水産省 国庫率	都府県	市町村	備考
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農地保全事業	55 50 50 45 40	30 32 29 31 30	10 18 14 16 11	
		農村地域環境保全整備事業 （農村地域環境保全総合整備事業）				農業生産基盤整備（注17）及び農村保全管理施設（注18）に係るものは、各事業の負担割合を適用する。
		（特定農業用管水路等特別対策事業）	50	35	10	
		地盤沈下対策事業	50 50 55 55	39 34 39 34	11 16 6 11	
		地域ため池総合整備事業	55 50 55	28 29 29	11 14 14	注９）に該当するものに適用する。
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 50 50	37 42 32	8 8 18	注12）に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	50	32	18	注11）に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	50 55 〈2/3〉	29 29 〈29〉	14 14 〈4.4〉	注16）に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備（注21）を除く。 〈　〉書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		ため池群整備事業	55 50	34 34	11 16	注８）に該当するものに適用する。
		土地改良施設豪雨対策事業	50	32	18	注11）に該当するものに適用する。
		水質保全対策事業	50 50 55	34 32 34	16 18 11	水質保全対策のうち水質保全施設に係るも
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		集落基盤再編型	50 55 50 〈50〉 ［50］ ［45］	25 30 25 〈25〉 ［25］ ［27.5］	10 10 10 〈11〉 ［10］ ［10］	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。（注17）農村生活環境整備及び保全管理等（注21）を除く。 〈　〉書は地域用水機能の増進を伴う農業用用排水施設整備に係るものに適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。（注19） ［　］書は基幹水利施設補修に係るものに適用する。（注20）
		中山間地域総合整備型	55	30	10	
		農地環境整備型	55	30	10	

（都道府県営：その６）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 農林水産省 国庫率	都府県	市町村	備考
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) [50] [55] {50} {55}	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29] {32} {32}	10 10 (18) (13) [14] [14] {18} {13}	（　）書及び［　］書は防災関連事業に係るものに適用する。（注22） ｛　｝書は流域治水対策に適用する。（注29）
		農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		（長寿命化対策）	50 55 {50} {55} 〔50〕 〔55〕	27.5 27.5 {31} {30} 〔34〕 〔31〕	10 10 {13} {12} 〔16〕 〔14〕	｛　｝書は更新事業に適用する。 〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。（注28） 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備（注21）を除く。
		（防災減災対策）	50 55 50 55 50 55 50 55	34 34 29 29 32 32 35 35	16 11 14 14 18 13 10 10	農村環境水質保全整備を除く。（注21）
		畑作等促進整備事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	（　）書及び［　］書は防災関連事業に係るものに適用する。（注22）
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21）を適用する。

（都道府県営：その７）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 北海道 国庫率	道	市町村	備考
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	50 55 (50) (55)	32.5 32.5 (32) (32)	10 10 (18) (13)	営農環境整備を除く。(注21) （　）書は流域治水対策に適用する。(注30) 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農地整備事業	50 55 (50) (55) [53.75] [56.375] [55.6] [56.9] [57.5]	32.5 32.5 (32) (32) [35.3] [33.5] [34] [33] [32.5]	10 10 (18) (13) [11] [10.5] [10.4] [10.1] [10]	営農環境整備(注21)を除く。 （　）書は流域治水対策に適用する。(注29) ［　］書は農業構造転換特別対策費（注35）と併せて実施する場合に適用する。
		農業基盤整備促進事業	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	（　）書及び［　］書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 （基幹水利施設整備型） （農業用水再編対策型） （地域用水機能増進型） （流域水質保全機能増進型） （排水対策特別型） （基幹水利施設保全型） （水利施設集約再編型） （低炭素農業水利システム構築型） （流域治水対策型）	 50 〈50〉 【50】 【55】 {50} 〔50〕 (50) (55)	 27.5 〈27.5〉 【32】 【32】 {31} 〔34〕 (35) (33)	 9 〈10〉 【18】 【13】 {13} 〔16〕 (12) (11)	営農環境整備(注21)を除く。 〈　〉書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 【　】書は流域治水対策型に適用する。 ｛　｝書は更新事業に適用する。 〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、（　）書は一体的に行う農業用用排水施設整備事業に適用する。 ［　］書は農業構造転換特別対策費（注35）と併せて実施する場合に適用する。
		（農地集積促進型）	50 55 [53.75] [56.375] [55.6] [56.9] [57.5]	32.5 32.5 [35.3] [33.5] [34] [33] [32.5]	10 10 [11] [10.2] [10.4] [10.1] [10]	
		（畑作等推進支援水利再編型）	50 55	32.5 32.5	10 10	
		（簡易整備型）	50 52 55 {50} {52} {55} 〔50〕 〔52〕 〔55〕	32.5 32.5 32.5 {35} {34} {33} 〔36〕 〔35〕 〔34〕	10 10 10 {12} {12} {11} 〔14〕 〔13〕 〔11〕	

（都道府県営：その８）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 北海道 国庫率	道	市町村	備考
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		畑地帯総合整備事業				営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。
		（畑地帯総合整備型）	52	28	8	
		（畑地帯総合整備中山間地域型）	55	28	8	
		（高収益作物導入促進型）	50	32.5	10	
			55	32.5	10	
		（高収益作物転換型）	50	33.5	10.5	
			55	33	10	
		（畑作物等転換型）	50	33.5	10.5	
			55	33	10	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50	32	18	
			55	32	13	
	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	55	32	11	（　）書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
			(55)	(33)	(12)	
	農村地域防災減災事業費	防災ダム整備事業	55	39	6	注７）に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		（地震・豪雨対策型）	55	34	11	注８）に該当するものに適用する。
			50	34	16	
		（一般整備型）	55	28	11	注９）に該当するものに適用する。
			50	33	11	
			55	33	11	
			50	29	14	
			55	29	14	
		（ため池長寿命化型）	50	29	14	
			55	29	14	
		（ため池群整備型）				
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		湛水防除事業	50	42	8	〈　〉書は国営総合農地防災事業に附帯する道営防災事業に適用する。
			55	42	3	
			50	37	13	
			55	37	8	
			50	32	18	
			55	32	13	
			〈50〉	〈36〉	〈14〉	
			〈55〉	〈36〉	〈9〉	
		地盤沈下対策事業				
		用排水施設整備事業	55	28	11	注10)に該当するものに適用する。
			50	33	11	
			55	33	11	
			50	29	14	
			55	29	14	
		鉱毒対策事業	50	41	9	
			50	32	18	
		農地保全整備事業	50	36	14	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
			50	33	11	
			50	31	13	
			50	29	14	
			55	29	14	

（都道府県営：その９）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 北海道 国庫率	道	市町村	備考
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	32 32	18 13	注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	37 32 32	8 18 13	
		農道防災対策工事	55 50 55	37 32 32	8 18 13	
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 50 55 50 55	37 42 42 32 32	8 8 3 18 13	注12)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	35 35	10 10	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水質保全対策事業	50 50 55 〈50〉 〈55〉	34 32 34 〈36〉 〈36〉	16 18 11 〈14〉 〈9〉	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 〈　〉書は国営総合農地防災事業に附帯する道営防災事業に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業	55 50 50	41 34 32	4 16 18	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	55 50	34 34	11 16	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	55 50	34 34	11 16	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		湛水被害総合対策事業	50 55 50 55	37 37 32 32	13 8 18 13	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業	50 55	29 29	14 14	注15)に該当するものに適用する。
		農村防災施設整備事業	50 55 〈2/3〉	29 29 〈29〉	14 14 〈4.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く 〈　〉書は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業水利施設危機管理対策事業	50 55	29 29	14 14	
		(安全対策)	50 55	32 32	18 13	

（都道府県営：その１０）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 北海道 国庫率	道	市町村	備考
農業農村整備事業費	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	31	13	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農地整備事業	50 52 55	32.5 32.5 32.5	10 10 10	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	（　）書及び[　]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設等整備事業	50 〈50〉 {50} 〔50〕 52 55	27.5 〈27.5〉 {31} 〔34〕 28 28	9 〈10〉 {13} 〔16〕 8 8	〈　〉書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ｛　｝書は更新事業に適用する。 〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。 ただし補助率の嵩上げは畑地帯担い手育成型のみ適用する。
		農業水利施設等保全合理化事業	50 55	32.5 32.5	10 10	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災ダム事業 (防災ダム工事)	55	39	6	注７)に該当するものに適用する。
		(防災ため池工事)	50 50 55 55	39 34 39 34	11 16 6 11	注８)に該当するものに適用する。
		(地震対策ため池防災工事)	55 50	34 34	11 16	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害 危機管理対策事業)	 55 50 50	 28 33 29	 11 11 14	注９)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 50	28 33 29	11 11 14	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18	

（都道府県営：その１１）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 北海道 国庫率	道	市町村	備考
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農地保全事業	50 50 50 50	36 33 31 29	14 11 13 14	
		農村地域環境保全整備事業 （農村地域環境保全総合整備事業）				農業生産基盤整備（注17）及び農村保全管理施設（注18）に係るものは、各事業の負担割合を適用する。
		（特定農業用管水路等特別対策事業）	50	35	10	
		地盤沈下対策事業				
		地域ため池総合整備事業	55 50 55	28 29 33	11 14 11	注９）に該当するものに適用する。
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 50 50	37 42 32	8 8 18	注12）に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	50	32	18	注11）に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	50 55 〈2/3〉	29 29 〈29〉	14 14 〈4.4〉	注16）に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備（注21）を除く 〈　〉書は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		ため池群整備事業				
		土地改良施設豪雨対策事業	50	32	18	注11）に該当するものに適用する。
		水質保全対策事業	55 50 50	34 34 32	11 16 18	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。（注13）
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		集落基盤再編型	50 55 50 〈50〉 ［50］ ［50］ ［50］	25 30 27.5 〈27.5〉 ［27.5］ ［27.5］ ［25］	10 10 9 〈10〉 ［9］ ［9］ ［10］	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。（注17） 農村生活環境整備及び保全管理等（注21）を除く。 〈　〉書は地域用水機能の増進を伴う農業用用排水施設整備に係るものに適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。（注19） ［　］書は基幹水利施設補修に係るものに適用する。（注20）
		中山間地域総合整備型	55	30	10	
		農地環境整備型	55	30	10	
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	50 52 55 (52) (55) ［52］ ［55］ ｛50｝ ｛55｝	32.5 32.5 32.5 (32) (32) ［29］ ［29］ ｛32｝ ｛32｝	10 10 10 (16) (13) ［14］ ［14］ ｛18｝ ｛13｝	（　）書及び［　］書は防災関連事業に係るものに適用する。（注22） ｛　｝書は流域治水対策に適用する。（注29）

（都道府県営：その１２）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 北海道 国庫率	道	市町村	備考
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		（長寿命化対策）	50 55 {50} {55} 〔50〕 〔55〕	32.5 32.5 {35} {33} 〔36〕 〔34〕	10 10 {12} {11} 〔14〕 〔11〕	{　}書は更新事業に適用する。 〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		（防災減災対策）	50 55 50 55 50 55 50 55	34 34 29 29 32 32 35 35	16 11 14 14 18 13 10 10	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	50 52 55 (52) (55) [52] [55]	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	(　)書及び[　]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21）を適用する。

（都道府県営：その１３）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 沖縄 国庫率	県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	75 (75)	12.5 (16)	5 (9)	営農環境整備を除く。(注21) （　）書は流域治水対策に適用する。(注30) 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農地整備事業	75 (75) [80.625] [81.6] [82.5]	12.5 (16) [14] [13.4] [12.5]	5 (9) [5.4] [5] [5]	営農環境整備(注21)を除く。 （　）書は流域治水対策に適用する。(注29) ［　］書は農業構造転換特別対策費（注35）と併せて実施する場合に適用する。
		農業基盤整備促進事業	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	（　）書及び［　］書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	2/3	17	7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (農業用水再編対策型) (地域用水機能増進型) (流域水質保全機能増進型) (排水対策特別型) (基幹水利施設保全型) (水利施設集約再編型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	80 【80】 {80} 〔80〕 (80)	10 【13】 {12} 〔13〕 (13)	4 【7】 {5} 〔7〕 (6)	営農環境整備(注21)を除く。 【　】書は流域治水対策型に適用する。 ｛　｝書は更新事業に適用する。 〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、（　）書は一体的に行う農業用用排水施設整備事業に適用する。 ［　］書は農業構造転換特別対策費（注35）と併せて実施する場合に適用する。
		(農地集積促進型)	80 [82] [82.3] [82.5]	12.5 [13] [12.7] [12.5]	5 [5] [5] [5]	
		(畑作等推進支援水利再編型)	80	12.5	5	
		(簡易整備型)	80 {80} 〔80〕	12.5 {13} 〔14〕	5 {6} 〔6〕	
		畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型) (畑地帯総合整備中山間地域型)	75	12.5	5	営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。
		(高収益作物導入促進型)	80	12.5	5	
		(高収益作物転換型)	80	13	5	
		(畑作物等転換型)	80	13	5	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	80	13	7	
	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	75 (75)	18 (18)	6 (7)	（　）書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
	農村地域防災減災事業費	防災ダム整備事業				
		ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)	80	13	7	注８）に該当するものに適用する。
		(一般整備型)	80	11	6	注９）に該当するものに適用する。
		(ため池長寿命化型)	80	11	6	
		(ため池群整備型)	80	13	7	注８）に該当するものに適用する。

（都道府県営：その１４）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 沖縄 国庫率	県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		湛水防除事業				
		地盤沈下対策事業				
		用排水施設整備事業	80	11	6	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業				
		農地保全整備事業	80 80 75	11 10 12.5	6 4 5	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業				注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	80	13	7	
		農道防災対策工事	80	13	7	
		農業用河川工作物等応急対策事業				
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業	75	16	9	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業				
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	80	13	7	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	80	13	7	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業				
		農村防災施設整備事業	2/3 80 ［75］	19 19 ［19］	10 1 ［6］	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 ［　］書は甚大地域に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業水利施設危機管理対策事業				
		(安全対策)	80	13	7	
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	80	12	5	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。
沖縄振興交付金事業推進費	沖縄振興公共投資交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農地整備事業	75 80	12.5 12.5	5 5	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	75 80 (80) ［80］	12.5 12.5 (16) ［11］	5 5 (4) ［6］	（　）書及び［　］書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設等整備事業	80 {80} 〔80〕 75	10 {12} 〔13〕 12.5	4 {5} 〔7〕 5	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。 ｛　｝書は更新事業に適用する。 〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)
		農業水利施設等保全合理化事業	80	12.5	5	

（都道府県営：その１５）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 沖縄 国庫率	県	市町村	備考
沖縄振興交付金事業推進費	沖縄振興公共投資交付金	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災ダム事業 (防災ダム工事)				
		(防災ため池工事)	55 50	34 34	11 16	注８)に該当するものに適用する。
		(地震対策ため池防災工事)	80	13	7	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害 危機管理対策事業)	80	11	6	注９)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	80	11	6	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	80	11	6	
		農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合整備事業)				農業生産基盤整備(注17)及び農村保全管理施設(注18)に係るものは、各事業の負担割合を適用する。
		(特定農業用管水路等特別対策事業)				
		地盤沈下対策事業				
		地域ため池総合整備事業	80	11	6	注９)に該当するものに適用する。
		農業用河川工作物等応急対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業	80	13	7	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	2/3 [75] [80]	19 [19] [19]	10 [6] [1]	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 [　]書は災害地域及び甚大地域に適用する。
		ため池群整備事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	75	16	9	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		集落基盤再編型	2/3 75 80	17 17 10	6 6 4	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。
		中山間地域総合整備型	75	17	6	
		農地環境整備型	75	17	6	

（都道府県営：その１６）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 沖縄 国庫率	県	市町村	備考
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	80 (80) [80] {80}	12.5 (16) [11] {13}	5 (4) [6] {7}	（　）書及び［　］書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22) ｛　｝書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		(長寿命化対策)	80 {80} 〔80〕	12.5 {13} 〔14〕	5 {6} 〔6〕	｛　｝書は更新事業に適用する。 〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	80 80 75 50	13 11 16 29	7 6 9 14	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	（　）書及び［　］書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21）を適用する。

（都道府県営：その１７）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 奄美 国庫率	県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	60 (60)	25 (28)	8 (12)	営農環境整備を除く。(注21) （　）書は流域治水対策に適用する。(注30) 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農地整備事業	60 (60) [64.2] [65.6] [67]	25 (28) [27] [26] [25]	8 (12) [8.8] [8.4] [8]	営農環境整備(注21)を除く。 （　）書は流域治水対策に適用する。(注29) ［　］書は農業構造転換特別対策費（注35）と併せて実施する場合に適用する。
		農業基盤整備促進事業	60 65 2/3 (60) [60]	25 25 20.9 (28) [29]	8 8 5 (12) [7]	（　）書及び［　］書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	2/3	17	7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (農業用水再編対策型) (地域用水機能増進型) (流域水質保全機能増進型) (排水対策特別型) (基幹水利施設保全型) (水利施設集約再編型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	65 【65】 {65} 〔65〕 (65)	20 【23】 {23} 〔25〕 (26)	6 【12】 {8} 〔10〕 (8)	営農環境整備(注21)を除く。 【　】書は流域治水対策型に適用する。 ｛　｝書は更新事業に適用する。 〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、（　）書は一体的に行う農業用用排水施設整備事業に適用する。 ［　］書は農業構造転換特別対策費（注35）と併せて実施する場合に適用する。
		(農地集積促進型)	60 65 2/3 [66.3] [66.7] [67]	25 25 20.9 [25.7] [25.3] [25]	8 8 5 [8] [8] [8]	
		(畑作等推進支援水利再編型)	65	25	8	
		(簡易整備型)	60 65 2/3 {60} {65} {2/3} 〔60〕 〔65〕 〔2/3〕	25 25 20.9 {27} {26} {23.4} 〔29〕 〔26〕 〔25.4〕	8 8 5 {10} {8} {7} 〔11〕 〔9〕 〔8〕	
		畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型) (畑地帯総合整備中山間地域型)	2/3	20.9	5	営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。
		(高収益作物導入促進型)	65	25	8	
		(高収益作物転換型)	65	25.5	8	
		(畑作物等転換型)	65	25.5	8	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	2/3	24.4	9	
	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	70 (70)	23 (23)	6 (7)	（　）書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。

（都道府県営：その１８）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 奄美 国庫率	県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	防災ダム整備事業				
		ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		（地震・豪雨対策型）	70 2/3	21.4 21.4	8.6 12	注８）に該当するものに適用する。
		（一般整備型）	70 2/3	21 22.4	6 7	注９）に該当するものに適用する。
		（ため池長寿命化型）	2/3	22.4	7	
		（ため池群整備型）	70 2/3	21.4 21.4	8.6 12	注８）に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		湛水防除事業				
		地盤沈下対策事業				
		用排水施設整備事業	70 70 2/3 2/3 2/3	21 17 22.4 19 19	6 9 7 10 10	注10）に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業				
		農地保全整備事業				
		地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業				注11）に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	2/3 2/3	29.4 24.4	4 9	
		農道防災対策工事	2/3 2/3	29.4 24.4	4 9	
		農業用河川工作物等応急対策事業	70 2/3	26 24.4	4 9	注12）に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業	2/3	21.4	12	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。（注13） 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業				
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	70 2/3	21.4 21.4	8.6 12	注30）に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	70 2/3	21.4 21.4	8.6 12	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業				
		農村防災施設整備事業	50 55 70 2/3	29 29 29 29	14 14 1 4.4	注16）に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備（注21）を除く。 ＜　＞書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業水利施設危機管理対策事業				
		（安全対策）	2/3	21.4	12	
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	65	23	8	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。

（都道府県営：その１９）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 奄美 国庫率	県	市町村	備考
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農地整備事業	60	25	8	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	60 65 2/3 (60) [60]	25 25 20.9 (28) [29]	8 8 5 (12) [7]	（　）書及び［　］書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設等整備事業	65 {65} 〔65〕 2/3	20 {23} 〔25〕 20.9	6 {8} 〔10〕 5	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。 ｛　｝書は更新事業に適用する。 〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)
		農業水利施設等保全合理化事業	65	25	8	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災ダム事業 (防災ダム工事)				
		(防災ため池工事)	55 50	34 34	11 16	注８)に該当するものに適用する。
		(地震対策ため池防災工事)	70 2/3	21.4 21.4	8.6 12	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害 危機管理対策事業)	 70 2/3	 21 22.4	 6 7	注９)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	70 70 2/3 2/3	21 17 22.4 19	6 9 7 10	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業				
		農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合整備事業)				農業生産基盤整備(注17)及び農村保全管理施設(注18)に係るものは、各事業の負担割合を適用する。
		(特定農業用管水路等特別対策事業)				
		地盤沈下対策事業				
		地域ため池総合整備事業	2/3 70	22.4 21	7 6	注９)に該当するものに適用する。

（都道府県営：その２０）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 奄美 国庫率	県	市町村	備考
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業用河川工作物等応急対策事業	70 2/3	26 24.4	4 9	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	2/3	24.4	9	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	50 55 70 〈2/3〉	29 29 29 〈29〉	14 14 1 〈4.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 〈　〉書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		ため池群整備事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	2/3	21.4	12	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		集落基盤再編型	52 70	24 22	9 6	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。
		中山間地域総合整備型	70	22	6	
		農地環境整備型	70	22	6	
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	60 65 2/3 (60) [60]	25 25 20.9 (28) [29]	8 8 5 (12) [7]	(　)書及び[　]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22) (　)書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		(長寿命化対策)	65 {65} 〔65〕	25 {26} 〔26〕	8 {8} 〔9〕	{　}書は更新事業に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	50 2/3 2/3 2/3 50 2/3	34 21.4 22.4 19 29 24.4	16 12 7 10 14 9	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	60 65 2/3 (60) [60]	25 25 20.9 (28) [29]	8 8 5 (12) [7]	(　)書及び[　]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21）を適用する。

（都道府県営：その２１）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 離島 国庫率	都県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	55 (55)	25 (34)	10 (11)	営農環境整備を除く。(注21) （　）書は流域治水対策に適用する。(注30) 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農地整備事業	55 (55) [59.125] [60.8] [62.5]	27.5 (34) [30] [29] [27.5]	10 (11) [10.9] [10.2] [10]	営農環境整備(注21)を除く。 （　）書は流域治水対策に適用する。(注29) ［　］書は農業構造転換特別対策費（注35）と併せて実施する場合に適用する。
		農業基盤整備促進事業	55 (55) [55]	27.5 (34) [31]	10 (11) [11]	（　）書及び［　］書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	55	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (農業用水再編対策型) (地域用水機能増進型) (流域水質保全機能増進型) (排水対策特別型) (基幹水利施設保全型) (水利施設集約再編型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	 50 〈50〉 〈〈50〉〉 【55】 {50} {{50}} 〔50〕 [[50]] (55)	 27.5 〈27.5〉 〈〈25〉〉 【32】 {31} {{29}} 〔34〕 [[33]] (30)	 9 〈10〉 〈〈10〉〉 【13】 {13} {{14}} 〔16〕 [[17]] (12)	営農環境整備(注21)を除く。 〈　〉書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 〈〈〉〉書は基幹水利施設保全型に適用する。 【　】書は流域治水対策型に適用する。 ｛　｝書は更新事業に適用する。ただし、｛｛｝｝書は基幹水利施設保全型に適用する。 〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)ただし、[[]]書は基幹水利施設保全型に適用する。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、（　）書は一体的に行う農業用用排水施設整備事業に適用する。 ［　］書は農業構造転換特別対策費（注35）と併せて実施する場合に適用する。
		(農地集積促進型)	55 [59.125] [60.8] [62.5]	27.5 [30] [29] [27.5]	10 [10.9] [10.2] [10]	
		(畑作等推進支援水利再編型)	55	27.5	10	
		(簡易整備型)	55 {55} 〔55〕	27.5 {30} 〔31〕	10 {12} 〔14〕	
		畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型) (畑地帯総合整備中山間地域型)	 52 55	 27.5 27.5	 10 10	営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。
		(高収益作物導入促進型)	55	27.5	10	
		(高収益作物転換型)	55	28.5	10.5	
		(畑作物等転換型)	55	28.5	10.5	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	52 60	34 34	14 6	
	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	60 (60)	31 (32)	8 (8)	（　）書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
	農村地域防災減災事業費	防災ダム整備事業				
		ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)	60 60	36 34	4 6	注８）に該当するものに適用する。
		(一般整備型)	60 60	30 31	10 9	注９）に該当するものに適用する。
		(ため池長寿命化型)	60	31	9	
		(ため池群整備型)	60	34	6	注８）に該当するものに適用する。

（都道府県営：その２２）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 離島 国庫率	都県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		湛水防除事業	55 55	37 32	8 13	
		地盤沈下対策事業				
		用排水施設整備事業	60 60 60	30 28 31	10 12 9	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業	55 55	41 32	4 13	
		農地保全整備事業	52 50 50	31 31 29	11 13 14	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業	55	32	13	注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	55 55	36 34	9 11	
		農道防災対策工事	55 55	36 34	9 11	
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 55	36 34	9 11	注12)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		特定農業用管水路等特別対策事業	55	35	5	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水質保全対策事業	55 55	34 32	11 13	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業				
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	60	34	6	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	60	34	6	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		湛水被害総合対策事業	55 55	37 32	8 13	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業				
		農村防災施設整備事業	60 [60] 〈2/3〉	29 [29] 〈29〉	11 [11] 〈4.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 [　]書は甚大地域に適用する。 〈　〉書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業水利施設危機管理対策事業				
		(安全対策)	60	26	14	
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	29	14	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。

（都道府県営：その２３）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 離島 国庫率	都県	市町村	備考
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農地整備事業	55	27.5	10	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	55 (55) [55]	27.5 (34) [31]	10 (11) [11]	（ ）書及び[ ]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設等整備事業	50 〈50〉 《50》 {50} {{50}} 〔50〕 [[50]] 52 55	27.5 〈27.5〉 《25》 {31} {{29}} 〔34〕 [[33]] 27.5 27.5	9 〈10〉 《10》 {13} {{14}} 〔16〕 [[17]] 10 10	〈 〉書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 《》書は基幹水利施設保全型に適用する。 { }書は更新事業に適用する。ただし、{{}}書は基幹水利施設保全型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)ただし、[[]]書は基幹水利施設保全型に適用する。 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。 ただし補助率の嵩上げは畑地帯担い手育成型のみ適用する。
		農業水利施設等保全合理化事業	55	27.5	10	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災ダム事業 (防災ダム工事)				
		(防災ため池工事)	55 52	36 34	9 14	注８)に該当するものに適用する。
		(地震対策ため池防災工事)	55 52	34 34	11 14	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害 危機管理対策事業)	 55 52	 30 31	 10 11	注９)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 55 52 52	30 28 31 28	10 12 11 14	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業	55 50 50	37 37 32	8 13 18	
		農地保全事業	52 50 50	31 31 29	11 13 14	
		農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合整備事業)				農業生産基盤整備(注17)及び農村保全管理施設(注18)に係るものは、各事業の負担割合を適用する。
		(特定農業用管水路等特別対策事業)	50	35	10	

（都道府県営：その２４）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 離島 国庫率	都県	市町村	備考
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		地盤沈下対策事業				
		地域ため池総合整備事業	52 60 55	31 31 30	11 9 10	注９)に該当するものに適用する。
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 52	36 34	9 11	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	52	34	14	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	50 60 〈2/3〉	29 29 〈29〉	14 11 〈4.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 〈　〉書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		ため池群整備事業				
		土地改良施設豪雨対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。
		水質保全対策事業	50 50	34 32	16 18	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		集落基盤再編型	50 60 50	25 30 27.5	10 7 9	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。
		中山間地域総合整備型	60	30	7	
		農地環境整備型	60	30	7	
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	55 (55) [55]	27.5 (34) [31]	10 (11) [11]	(　)書及び[　]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22) (　)書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		(長寿命化対策)	55 {55} 〔55〕	27.5 {30} 〔31〕	10 {12} 〔14〕	{　}書は更新事業に適用する。 〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	60 60 55 60 55 55	34 31 32 28 34 35	6 9 13 12 11 5	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑地等促進整備事業	55 (55) [55]	27.5 (34) [31]	10 (11) [11]	(　)書及び[　]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21）を適用する。

（市町村営：その１）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 農林水産省 国庫率	都府県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	50 55 【50】 【55】	27.5 27.5 【32】 【32】	10 10 【18】 【13】	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	21 21	
		草地畜産基盤整備事業	50	14	21	雑用水施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	{50} 【50】 【55】 (50) (55)	{18} 【21】 【21】 (14) (14)	{25} 【29】 【24】 (21) (21)	営農環境整備(注21)を除く。 { }書は更新事業に適用する。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、( )書は一体的に行う農業用用排水施設整備事業に適用する。
		(簡易整備型)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	21 21 〔28〕 〔26〕	
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	50 55	29 28.5	11 10.5	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50 55	21 21	29 24	
	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	55 (55)	17 (19)	23 (26)	( )書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注８)に該当するものに適用する。
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	50 55	18 18	25 25	注９)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		用排水施設整備事業	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業	50 55	21 21	29 24	
		農地保全整備事業	50 45 55	18 20 18	25 28 25	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	21 21	29 24	注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	

（市町村営：その２）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 農林水産省 国庫率	都府県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農道防災対策工事	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		農業用河川工作物等応急対策事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	18 18	25 25	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業	55 50 45 40	19 21 24 26	26 29 31 34	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	55 50	21 21	24 29	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業	50 55	18 18	25 25	注15)に該当するものに適用する。
		農村防災施設整備事業	50 55 〈2/3〉	18 18 〈18〉	25 25 〈15.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 〈　〉書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(安全対策)	50 55	21 21	29 24	
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	18	25	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	21 21	
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 〔50〕	14 〔22〕	21 〔28〕	〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	21 21 〔28〕 〔26〕	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注８)に該当するものに適用する。

（市町村営：その３）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 農林水産省 国庫率	都府県	市町村	備考
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		ため池等整備事業 （ため池整備工事） （ため池整備工事（特別対策型）） （ため池整備工事（都市型緊急整備事業）） （ため池水質改善工事） （ため池等農地災害危機管理対策事業）	 50 55	 18 18	 25 25	注９）に該当するものに適用する。
		（用排水施設整備工事） （湖岸堤防工事）	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10）に該当するものに適用する。
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		農地保全事業	50 45 55	18 20 18	25 28 25	
		農村地域環境保全整備事業 （特定農業用管水路等特別対策事業）	50 55	18 18	25 25	
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12）に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注11）に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	50 55 〈2/3〉	18 18 〈18〉	25 25 〈15.4〉	注16）に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備（注21）を除く。 〈　〉書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	21 21	29 24	注11）に該当するものに適用する。
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。（注13）
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		集落基盤再編型	50	14	21	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。（注17） 農村生活環境整備及び保全管理等（注21）を除く。
		中山間地域総合整備型	55	14	21	
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	14 14 (15) (14) [21] [21]	21 21 (22.5) (21) [29] [24]	（ ）書は農地整備・集約推進費活用型及び推進費等活用型に適用する。 ［　］書は流域治水対策に適用する。（注29）

（市町村営：その４）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 農林水産省 国庫率	都府県	市町村	備考
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		（長寿命化対策）	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	21 21 〔28〕 〔26〕	〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		（防災減災対策）	50 55 50 55 50 55	21 21 32 32 18 18	29 24 18 13 25 25	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	50 55 (50) (55)	14 14 (15) (14)	21 21 (22.5) (21)	(　)書は産地形成支援活用型に適用する。
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21）に該当するものに適用する。

（市町村営：その５）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 北海道 国庫率	道	市町村	備考
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	50 55 【50】 【55】	32.5 32.5 【32】 【32】	10 10 【18】 【13】	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	21 21	
		草地畜産基盤整備事業	50	14	21	雑用水施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	{50} 【50】 【55】 (50) (55)	{18} 【21】 【21】 (14) (14)	{25} 【29】 【24】 (21) (21)	営農環境整備(注21)を除く。 { }書は更新事業に適用する。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、( )書は一体的に行う農業用用排水施設整備事業に適用する。
		(簡易整備型)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	21 21 〔28〕 〔26〕	
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	50 55	33.5 33	10.5 10	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50 55	21 21	29 24	
	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	55 (55)	17 (19)	23 (26)	( )書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注８)に該当するものに適用する。
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	50 55	18 18	25 25	注９)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		用排水施設整備事業	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業	50 55	21 21	29 24	
		農地保全整備事業	50 55	18 18	25 25	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	21 21	29 24	注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		農道防災対策工事	55 50 55	19 21 21	26 29 24	

（市町村営：その６）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 北海道 国庫率	道	市町村	備考
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	農業用河川工作物等応急対策事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	18 18	25 25	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業	55 50 45	19 21 24	26 29 31	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	55 50	21 21	24 29	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業	50 55	18 18	25 25	注15)に該当するものに適用する。
		農村防災施設整備事業	50 55 〈2/3〉	18 18 〈18〉	25 25 〈15.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 〈　〉書は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(安全対策)	50 55	21 21	29 24	
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	18	25	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	21 21	
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 〔50〕	14 〔22〕	21 〔28〕	〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	21 21 〔28〕 〔26〕	

（市町村営：その７）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 北海道 国庫率	道	市町村	備考
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注８)に該当するものに適用する。
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	50 55	18 18	25 25	注９)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		農地保全事業	50 55	18 18	25 25	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)	50 55	18 18	25 25	
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	50 55 〈2/3〉	18 18 〈18〉	25 25 〈15.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 〈　〉書は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	21 21	29 24	注11)に該当するものに適用する。
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		集落基盤再編型	50	14	21	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。
		中山間地域総合整備型	55	14	21	
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	14 14 (15) (14) [21] [21]	21 21 (22.5) (21) [29] [24]	(　)書は農地整備・集約推進費活用型及び推進費等活用型に適用する。 [　]書は流域治水対策に適用する。(注29)

（市町村営：その８）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 北海道 国庫率	道	市町村	備考
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		（長寿命化対策）	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	21 21 〔28〕 〔26〕	〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		（防災減災対策）	50 55 50 55 50 55	21 21 32 32 18 18	29 24 18 13 25 25	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	50 55 (50) (55)	14 14 (15) (14)	21 21 (22.5) (21)	(　)書は産地形成支援活用型に適用する。
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21）を適用する。

（市町村営：その９）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 沖縄 国庫率	県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	75 【75】	12.5 【16】	5 【9】	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	80	6	8	
		草地畜産基盤整備事業	2/3	9.4	14	雑用水施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	{80} 【80】 (80)	{8} 【9】 (6)	{9} 【11】 (8)	営農環境整備(注21)を除く。 { }書は更新事業に適用する。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、( )書は一体的に行う農業用用排水施設整備事業に適用する。
		(簡易整備型)	80 〔80〕	6 〔9〕	8 〔11〕	
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	80	13	5	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	80	9	11	
	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	75 (75)	9 (11)	13 (14)	( )書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)	80	9	11	注８)に該当するものに適用する。
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	80	8	10	注９)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	80	8	10	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業				
		農地保全整備事業	80	8	10	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業				注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	80	9	11	
		農道防災対策工事	80	9	11	
		農業用河川工作物等応急対策事業				注12)に該当するものに適用する。
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業	75	11	14	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業				
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	80	9	11	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。

（市町村営：その１０）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 沖縄 国庫率	県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	ため池洪水調節機能強化事業	80	9	11	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業				
		農村防災施設整備事業	2/3 80 75	12 8 9	17.4 10 13	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(安全対策)	80	9	11	
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	80	8	9	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。
沖縄振興交付金事業推進費	沖縄振興公共投資交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	80	6	8	
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	80 〔80〕	6 〔9〕	8 〔11〕	〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	80 〔80〕	6 〔9〕	8 〔11〕	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	80	9	11	注８)に該当するものに適用する。
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	80	8	10	注９)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	80	8	10	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	80	8	10	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業				
		土地改良施設耐震対策事業	80	9	11	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	2/3 80 75	12 8 9	17.4 10 13	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	75	11	14	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		集落基盤再編型	70	8	13	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。
		中山間地域総合整備型	75	7	11	

（市町村営：その１１）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 沖縄 国庫率	県	市町村	備考
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	80 (80)	6 (9)	8 (11)	（　）書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		（長寿命化対策）	80 〔80〕	6 〔9〕	8 〔11〕	〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		（防災減災対策）	80 75 80	9 11 8	11 14 10	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	80	6	8	
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21）を適用する。

（市町村営：その１２）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 奄美 国庫率	県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	60 【60】	25 【28】	8 【12】	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	60	14	18	
		草地畜産基盤整備事業	2/3	9.4	14	雑用水施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	{65} 【65】 (65)	{13} 【15】 (14)	{17} 【20】 (14)	営農環境整備(注21)を除く。 { }書は更新事業に適用する。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、( )書は一体的に行う農業用用排水施設整備事業に適用する。
		(簡易整備型)	60 〔60〕	14 〔18〕	18 〔22〕	
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	65	25.5	8	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	2/3	14.4	19	
	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	70 (70)	11 (13)	15 (17)	( )書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)	70 2/3	13 14.4	17 19	注８)に該当するものに適用する。
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	2/3	12	17.4	注９)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	70 2/3	11 12	15 17.4	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業				
		農地保全整備事業	65	13	17	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業				注11)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	2/3	14.4	19	
		農道防災対策工事	2/3	14.4	19	
		農業用河川工作物等応急対策事業	2/3	24.4	9	注12)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業	2/3	14.4	19	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。

（市町村営：その１３）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 奄美 国庫率	県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	公害防除特別土地改良事業				
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	70 2/3	13 14.4	17 19	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	70 2/3	13 14.4	17 19	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業				
		農村防災施設整備事業	70	11	15	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(安全対策)	2/3	14.4	19	
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	65	13	17	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	60	14	18	
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	65 〔65〕	14 〔19〕	12 〔16〕	〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	60 〔60〕	14 〔18〕	18 〔22〕	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	70 2/3	13 14.4	17 19	注８)に該当するものに適用する。
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	2/3	12	17.4	注９)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	70 2/3	11 12	15 17.4	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	65	13	17	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業	2/3	24.4	9	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	2/3	14.4	19	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	70	11	15	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	2/3	14.4	19	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		集落基盤再編型	52	13	21	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。
		中山間地域総合整備型	70	8	13	

（市町村営：その１４）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 奄美 国庫率	県	市町村	備考
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	60 (60)	14 (17)	18 (23)	（　）書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		（長寿命化対策）	65 〔65〕	14 〔18〕	14 〔17〕	〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		（防災減災対策）	2/3 2/3 2/3	24.4 14.4 12	9 19 17.4	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	60	14	18	
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21）を適用する。

（市町村営：その１５）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 離島 国庫率	都県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	55 【55】	25 【34】	10 【11】	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	55	14	21	
		草地畜産基盤整備事業	55	14	21	雑用水施設整備(注21)を除く。
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	{50} 【55】 (55)	{18} 【21】 (14)	{25} 【24】 (21)	営農環境整備(注21)を除く。 { }書は更新事業に適用する。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、( )書は一体的に行う農業用用排水施設整備事業に適用する。
		(簡易整備型)	55 〔55〕	14 〔19〕	21 〔26〕	
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	55	28.5	10.5	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	52 60	21 17	27 23	
	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	60 (60)	14 (17)	20 (23)	( )書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)	60	17	23	注８)に該当するものに適用する。
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	60	15	20	注９)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	60	15	20	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業				
		農地保全整備事業	50	18	25	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農道防災対策工事				
		農業用河川工作物等応急対策事業				
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業				

（市町村営：その１６）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 離島 国庫率	都県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	公害防除特別土地改良事業	50	21	29	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	60	17	23	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	60	17	23	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業				
		農村防災施設整備事業	60 〈2/3〉	15 〈15〉	20 〈18.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 〈　〉書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(安全対策)	60	17	23	
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	18	25	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	55	14	21	
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 〔50〕	14 〔22〕	21 〔28〕	〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	55 〔55〕	14 〔19〕	21 〔26〕	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	60	17	23	注８)に該当するものに適用する。
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	60	15	20	注９)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	60	15	20	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	50	18	25	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農村災害対策整備事業	60 〈2/3〉	15 〈15〉	20 〈18.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 〈　〉書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業				

（市町村営：その１７）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 離島 国庫率	都県	市町村	備考
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農村整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		集落基盤再編型	50	14	21	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。（注17） 農村生活環境整備及び保全管理等（注21）を除く。
		中山間地域総合整備型	60	11	17	
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	55 (55)	14 (19)	21 (26)	（　）書は流域治水対策に適用する。（注29）
		農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		（長寿命化対策）	55 〔55〕	14 〔19〕	21 〔26〕	〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。（注28） 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備（注21）を除く。
		（防災減災対策）	60 60 55	17 15 21	23 20 24	農村環境水質保全整備を除く。（注21）
		畑作等促進整備事業	55	14	21	
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21）を適用する。

（土地改良区等営：その１）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 農林水産省 国庫率	都府県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		草地畜産基盤整備事業	50	14	13	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	13 13	
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	【50】 【55】 (50) (55)	【21】 【21】 (14) (14)	【29】 【24】 (13) (13)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、( )書は一体的に行う農業用用排水施設整備事業に適用する。
		(簡易整備型)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	13 13 〔28〕 〔26〕	
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	50 55	29 28.5	11 10.5	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50 55	21 21	29 24	
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)				
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	50 55	18 18	25 25	注９)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		用排水施設整備事業	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業	50 55	21 21	29 24	
		農地保全整備事業	50 45 55	18 20 18	25 28 25	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		地域防災機能増進事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農道防災対策工事				
		農業用河川工作物等応急対策事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	18 18	25 25	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業				

（土地改良区等営：その２）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 農林水産省 国庫率	都府県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	防災重点農業用ため池緊急整備事業	55 50	21 21	24 29	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業	50 55	18 18	25 25	注15)に該当するものに適用する。
		農村防災施設整備事業	50 55 〈2/3〉	18 18 〈18〉	25 25 〈15.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 〈　〉書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(安全対策)	50 55	21 21	29 24	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	13 13	
		草地畜産基盤整備事業	50 55	14 12	13 12	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 〔50〕	14 〔22〕	13 〔28〕	〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	13 13 〔28〕 〔26〕	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)				
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	50 55	18 18	25 25	注９)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		農地保全事業	50 45 55	18 20 18	25 28 25	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)	50 55	18 18	25 25	

（土地改良区等営：その３）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 農林水産省 国庫率	都府県	市町村	備考
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業				
		農村災害対策整備事業	50 55 〈2/3〉	18 18 〈18〉	25 25 〈15.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 〈　〉書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		集落基盤再編型	50	14	13	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。
		中山間地域総合整備型				
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) ［50］ ［55］	14 14 (15) (14) ［21］ ［21］	13 13 (22.5) (18.5) ［29］ ［24］	(　)書は農地整備・集約推進費活用型及び推進費等活用型に適用する。 ［　］書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		(長寿命化対策)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	13 13 〔28〕 〔26〕	〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	50 55 50 55 50 55	21 21 32 32 18 18	29 24 18 13 25 25	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	50 55 (50) (55)	14 14 (15) (14)	13 13 (22.5) (18.5)	(　)書は産地形成支援活用型に適用する。
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				(注21）を適用する。

（土地改良区等営：その４）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 北海道 国庫率	道	市町村	備考
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		草地畜産基盤整備事業	50	14	13	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	13 13	
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	【50】 【55】 (50) (55)	【21】 【21】 (14) (14)	【29】 【24】 (13) (13)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、(　)書は一体的に行う農業用用排水施設整備事業に適用する。
		(簡易整備型)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	13 13 〔28〕 〔26〕	
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	50 55	33.5 33	10.5 10	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50 55	21 21	29 24	
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)				
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	50 55	18 18	25 25	注９)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		用排水施設整備事業	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業	50 55	21 21	29 24	
		農地保全整備事業	55 50	17 18	22 25	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		地域防災機能増進事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農道防災対策工事				
		農業用河川工作物等応急対策事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	18 18	25 25	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業				

（土地改良区等営：その５）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 北海道 国庫率	道	市町村	備考
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	防災重点農業用ため池緊急整備事業	55 50	21 21	24 29	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業	50 55	18 18	25 25	注15)に該当するものに適用する。
		農村防災施設整備事業	50 55 〈2/3〉	18 18 〈18〉	25 25 〈15.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 〈　〉書は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(安全対策)	50 55	21 21	29 24	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	13 13	
		草地畜産基盤整備事業	50 55	14 12	13 12	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 〔50〕	14 〔22〕	13 〔28〕	〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	13 13 〔28〕 〔26〕	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)				
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	50 55	18 18	25 25	注９)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		農地保全事業	55 50	17 18	22 25	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)	50 55	18 18	25 25	
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。

（土地改良区等営：その６）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 北海道 国庫率	道	市町村	備考
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		土地改良施設耐震対策事業				
		農村災害対策整備事業	50 55 〈2/3〉	18 18 〈18〉	25 25 〈15.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 〈　〉書は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		集落基盤再編型	50	14	13	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。
		中山間地域総合整備型				
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) ［50］ ［55］	14 14 (15) (14) ［21］ ［21］	13 13 (22.5) (18.5) ［29］ ［24］	(　)書は農地整備・集約推進費活用型及び推進費等活用型に適用する。 ［　］書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		(長寿命化対策)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	13 13 〔28〕 〔26〕	〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	50 55 50 55 50 55	21 21 32 32 18 18	29 24 18 13 25 25	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	50 55 (50) (55)	14 14 (15) (14)	13 13 (22.5) (18.5)	(　)書は産地形成支援活用型に適用する。
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21）を適用する。

（土地改良区等営：その７）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 沖縄 国庫率	県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		草地畜産基盤整備事業	2/3	9.4	9	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	80	6	5	
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	【80】 (80)	【9】 (6)	【11】 (5)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、(　)書は一体的に行う農業用用排水施設整備事業に適用する。
		(簡易整備型)	80 〔80〕	6 〔9〕	5 〔11〕	
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	80	13	5	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	80	9	11	
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)				
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	80	8	10	注９)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	80	8	10	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業				
		農地保全整備事業	80	8	10	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		地域防災機能増進事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農道防災対策工事				
		農業用河川工作物等応急対策事業				
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業	75	11	14	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業				
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	80	9	11	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	80	9	11	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業				
		農村防災施設整備事業	2/3 80 75	12 8 9	17.4 10 13	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(安全対策)	80	9	11	

（土地改良区等営：その８）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 沖縄 国庫率	県	市町村	備考
沖縄振興交付金事業推進費	沖縄振興公共投資交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	80	6	5	
		草地畜産基盤整備事業	2/3 75	9.4 7	9 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	80 〔80〕	6 〔9〕	5 〔11〕	〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	80 〔80〕	6 〔9〕	5 〔11〕	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)				
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	80	8	10	注９)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	80	8	10	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	80	8	10	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農村災害対策整備事業	2/3 80 75	12 8 9	17.4 10 13	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	75	11	14	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		集落基盤再編型	70	8	8	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。
		中山間地域総合整備型				
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	80 (80)	6 (9)	5 (11)	(　)書は流域治水対策に適用する。(注29)

（土地改良区等営：その９）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 沖縄 国庫率	県	市町村	備考
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		（長寿命化対策）	80 〔80〕	6 〔9〕	5 〔11〕	〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		（防災減災対策）	75 80 80	11 8 9	14 10 11	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	80	6	5	
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21）を適用する。

（土地改良区等営：その１０）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 奄美 国庫率	県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		草地畜産基盤整備事業	2/3	9.4	9	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	60	14	11	
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	【65】 (65)	【15】 (14)	【20】 (9)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、(　)書は一体的に行う農業用用排水施設整備事業に適用する。
		(簡易整備型)	60 〔60〕	14 〔18〕	11 〔22〕	
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	65	25.5	8	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	2/3	14.4	19	
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)				
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	2/3	12	17.4	注９)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	70 2/3	11 12	15 17.4	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業				
		農地保全整備事業	70	11	15	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		地域防災機能増進事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農道防災対策工事				
		農業用河川工作物等応急対策事業	75	24.4	0.6	注12)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業	2/3	14.4	19	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13) 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		公害防除特別土地改良事業				
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	70 2/3	13 14.4	17 19	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	70 2/3	13 14.4	17 19	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業				
		農村防災施設整備事業	70	11	15	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。

（土地改良区等営：その１１）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 奄美 国庫率	県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	（安全対策）	2/3	14.4	19	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	60	14	11	
		草地畜産基盤整備事業	2/3 70	9.4 8	9 8	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 （基幹水利施設保全型）	65 〔65〕	14 〔19〕	8 〔16〕	〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		（地域農業水利施設保全型）	60 〔60〕	14 〔18〕	11 〔22〕	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災ダム事業 （地震対策ため池防災工事）				
		ため池等整備事業 （ため池整備工事） （ため池整備工事(特別対策型)） （ため池整備工事 （都市型緊急整備事業）） （ため池水質改善工事） （ため池等農地災害危機管理対策事業）	2/3	12	17.4	注９）に該当するものに適用する。
		（用排水施設整備工事） （湖岸堤防工事）	70 2/3	11 12	15 17.4	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	70	11	15	
		農村地域環境保全整備事業 （特定農業用管水路等特別対策事業）				
		農業用河川工作物応急対策等事業	75	24.4	0.6	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業				
		農村災害対策整備事業	70	11	15	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業	2/3	14.4	19	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		集落基盤再編型	52	13	13	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。
		中山間地域総合整備型				

（土地改良区等営：その１２）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 奄美 国庫率	県	市町村	備考
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	60 (60) [60]	14 (14) [17]	11 (13.5) [23]	( )書は農地整備・集約推進費活用型及び推進費等活用型に適用する。 [ ]書は流域治水対策に適用する。(注29)
		農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		(長寿命化対策)	65 〔65〕	14 〔18〕	9 〔17〕	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(防災減災対策)	75 2/3 2/3	24.4 14.4 12	0.6 19 17.4	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		畑作等促進整備事業	60 (60)	14 (14)	11 (13.5)	( )書は産地形成支援活用型に適用する。
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21）を適用する。

（土地改良区等営：その１３）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 離島 国庫率	都県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		草地畜産基盤整備事業	55 60	14 12	13 12	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	55	14	13	
		水利施設等保全高度化事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	【55】 (55)	【21】 (14)	【24】 (13)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型（注21）は表によらず、(　)書は一体的に行う農業用用排水施設整備事業に適用する。
		(簡易整備型)	55 〔55〕	14 〔19〕	13 〔26〕	
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	55	28.5	10.5	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	52 60	21 17	27 23	
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(地震・豪雨対策型)				
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)	60	15	20	注９)に該当するものに適用する。
		用排水施設等整備事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		湛水防除事業				
		用排水施設整備事業	60	15	20	注10)に該当するものに適用する。
		鉱毒対策事業				
		農地保全整備事業	55 50	18 18	25 25	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		地域防災機能増進事業				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農道防災対策工事				
		農業用河川工作物等応急対策事業	60 60	36 34	4 6	注12)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		特定農業用管水路等特別対策事業				
		水質保全対策事業				
		公害防除特別土地改良事業				
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	60	17	23	注30)に該当するものに適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		ため池洪水調節機能強化事業	60	17	23	調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業用施設等災害管理対策事業				

（土地改良区等営：その１４）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 離島 国庫率	都県	市町村	備考
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	農村防災施設整備事業	60 〈2/3〉	15 〈15〉	20 〈18.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 〈　〉書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		(安全対策)	60	17	23	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		農業基盤整備促進事業	55	14	13	
		草地畜産基盤整備事業	55 60	14 12	13 12	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 〔50〕	14 〔22〕	13 〔28〕	〔　〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		(地域農業水利施設保全型)	55 〔55〕	14 〔19〕	13 〔26〕	
		農地防災				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)				
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	60	15	20	注９)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	60	15	20	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業				
		農地保全事業	55 50	18 18	25 25	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)				
		農業用河川工作物応急対策等事業	60 60	36 34	4 6	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業				
		農村災害対策整備事業	60 〈2/3〉	15 〈15〉	20 〈18.4〉	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 〈　〉書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		土地改良施設豪雨対策事業				
		水質保全対策事業				

（土地改良区等営：その１５）　　（単位：％）

予算区分 一般会計（歳出）		事業等	地帯区分 離島 国庫率	都県	市町村	備考
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農村整備				調査・計画を行う事業については、注36）のとおりとする。
		集落基盤再編型	50	14	13	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。（注17） 農村生活環境整備及び保全管理等（注21）を除く。
		中山間地域総合整備型				
食料自給力確保対策費	食料自給力確保対策整備費補助金	農地耕作条件改善事業	55 (55) [55]	14 (14) [19]	13 (18.5) [26]	（ ）書は農地整備・集約推進費活用型及び推進費等活用型に適用する。 ［ ］書は流域治水対策に適用する。（注29）
		農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		（長寿命化対策）	55 〔55〕	14 〔19〕	13 〔26〕	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。（注28） 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備（注21）を除く。
		（防災減災対策）	60 60 60 55	36 34 15 21	4 6 20 24	農村環境水質保全整備を除く。（注21）
		畑作等促進整備事業	55 (55)	14 (14)	13 (18.5)	（ ）書は産地形成支援活用型に適用する。
		農業生産基盤情報通信環境整備事業				注21）を適用する。

注１）　都道府県及び市町村の負担割合(地帯区分の欄の値)は、当該事業の国庫率に係る対象事業費に対する割合を示す。

注２）　附帯事業及び併せ行う事業等で、他の事業の国庫補助率を準用している場合は、準用されるそれぞれの事業の都道府県及び市町村の負担割合を適用する。

注３）　以下に掲げる事業は、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。

- 国営総合農地防災事業
- 国営かんがい排水事業（用途廃止施設の撤去）
- 国営かんがい排水事業（併せ行うため池整備）
- 国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策、地域防災対策及び豪雨災害対策
- 国営かんがい排水事業（国営流域治水対策事業）のうち流域治水に資する施設整備
- 国営かんがい排水事業（重要度及び緊急性の高い施設の整備）
- 国営かんがい排水事業で行う安全対策
- 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）
- 国営農地再編整備事業及び国営緊急農地再編整備事業のうち流域治水に資する施設整備
- 農村地域防災減災事業
- 水利施設等保全高度化事業と併せ行う農村地域防災減災事業
- 水利施設等保全高度化事業のうち水利施設整備事業で行う安全対策（流域治水対策型、農地集積促進型、畑作等推進支援水利再編型を除く）
- 農山漁村地域整備交付金における防災関連事業
- 沖縄振興公共投資交付金における防災関連事業
- 農地耕作条件改善事業における防災関連事業
- 畑作等促進整備事業における防災関連事業
- 農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策
- 農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち長寿命化対策の水利施設整備で行う安全対策
- 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）
- 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設等保全高度化事業及び農地耕作条件改善事業のうち流域治水に資する施設整備
- 農業競争力強化農地整事業における防災関連事業
- 中山間地域農業農村総合整備事業における防災関連事業

注４）　農地中間管理機構が事業主体となる場合は、都道府県営事業と同様の負担割合とする。

注５）　以下に掲げる事業は、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。

- 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年７月７日付け元構改Ｄ第 532 号）第２の 12 に掲げる国営かんがい排水事業と一体的に行う農道の整備
- 国営農地再編整備事業実施要綱（平成７年４月１日付け７構改Ｄ第 157 号）第４の２（１）、第４の３（１）、第４の４（１）に掲げる農業用道路の整備、第 10 の３に掲げる要綱第 10 の２の要件によらずに行う農業用道路の整備
- 国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成 20 年４月１日付け 19 農振第 2056 号）第３に掲げる農業用道路の整備、第８の３に掲げる要綱第８の２の要件によらずに行う農業用道路の整備
- 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年４月１日付け 21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整計第 336 号・21 水港第 2724 号農林水産省生産局長・農林水産省農村振興局長・林野庁及び水産庁長官連名通知）別紙１(農地整備に係る運用)の運用１(農地整備事業)の第２の４に掲げる通作条件整備、別表１の１（２）に掲げる農道整備事業、運用４（草地畜産基盤整備事業）第 10 の１の(２)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(１)及び（２）に対応する工種及び整備内容の欄のイの道路整備、別紙２(水利施設整備に係る運用)の運用２(水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型)の別表の区分の欄１の（２）に掲げる農道整備事業、及び別紙４-１(農村整備に係る運用)の運用１(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄１の(２)に掲げる農道整備事業、運用３（畜産環境総合整備事業）第６の１の表の区分の欄の１に対応する(２)のカの道路整備、区分欄２に対応する(２)のサの道路整備、運用４(農道整備事業)の第１の２の(１)に掲げる農道整備事業
- 沖縄振興公共投資交付金交付要綱(平成 24 年４月６日付け 23 地第 484 号）において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年４月１日付け 21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整計第 336 号・21 水港第 2724 号農林水産省生産局長・農林水産省農村振興局長・林野庁及び水産庁長官連名通知）別紙１(農地整備に係る運用)の運用１(農地整備事業)の第２の４に掲げる通作条件整備、別表１の１（２）に掲げる農道整備事業、運用４（草地畜産基盤整備事業）第 10 の１の(２)

の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(１)及び（２）に対応する工種及び整備内容の欄のイの道路整備、別紙２(水利施設整備に係る運用)の運用２(水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型)の別表の区分の欄１の（２）に掲げる農道整備事業、及び別紙４-１(農村整備に係る運用)の運用１(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄１の(２)に掲げる農道整備事業、運用３（畜産環境総合整備事業）第６の１の表の区分の欄の１に対応する(２)のカの道路整備、区分欄２に対応する(２)のサの道路整備、運用４(農道整備事業)の第１の２の(１)に掲げる農道整備事業

- 農村整備事業実施要領（令和３年４月１日付け２農振第 2737 号農林水産省農村振興局長通知）第２の２農道・集落道整備事業（集落道を除く。）
- 農業水路等長寿命化・防災減災対策事業実施要綱（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2711 号農林水産事務次官依命通知）別表の区分の欄１の対策種類の欄（１）の交付対象事業の欄イに掲げる農道施設整備及び区分の欄２の対策種類の欄（１）の交付対象事業の欄サに掲げる農道施設整備
- 農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2605 号･平成 30 年３月 30 日付け 29 生畜第 1500 号）別紙１（農地整備事業に係る運用）別表１の１（２）に掲げる農道整備事業、別紙３（草地畜産基盤整備事業に係る運用）第 10 の１の(１)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(１)及び（２）に対応する工種及び整備内容の欄のイ道路整備、別紙５（農業基盤整備促進事業に係る運用）別表１の１（５）
- 水利施設等保全高度化事業実施要領(平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2703 号)別表１の区分の欄の１に対応する事業種類の欄の（２）に掲げる農道整備事業
- 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2690 号）別表の１（２）に掲げる農道整備事業
- 中山間地域農業農村総合整備事業実施要領(令和２年３月 31 日付け元農振第 2792 号)別表区分の欄１の事業種類の欄(２)に掲げる農道整備事業
- 農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年４月９日付け 26 農振第 2069 号）別表２（５）に掲げる農作業道等
- 畑作等促進整備事業実施要領（令和５年４月１日付け４農振第 3103 号農林水産省農村振興局長通知）別表５の事業種類の欄の５

注６）　廃止事業の要綱に基づき採択された地区については、この通達による改正後もなお従前の例による。

注７）　農村地域防災減災事業実施要領(平成 25 年２月 26 日付け 24 農振第 2118 号農林水産省農村振興局長通知。以下「農村地域防災減災事業実施要領」という。)第３の２(１)に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成 22 年４月１日付け 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「農山漁村地域整備交付金実施要領」という。)別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のＩの１(１)及び(４)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱(平成 24 年４月６日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知。以下「沖縄振興公共投資交付金交付要綱」という。)別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のＩの１(１)及び(４)に掲げるもの。

注８）　農村地域防災減災事業実施要領別紙３(ため池整備事業に係る運用)の第２の１(１)及び２に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のＩの１(２)から(４)まで及び運用１別紙６(ため池群整備事業)の第１の２に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のＩの１(２)から(４)まで及び運用１別紙６(ため池群整備事業)の第１の２に掲げるもの。

注９）　農村地域防災減災事業実施要領別紙３(ため池整備事業に係る運用)の第２の１の(２)及び(３)に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅡの１(１)のアからカまで、(２)のア、イ及びエからカまで、(３)のアからオまで、(４)並びに(７)のア及びイ、運用１別紙２別記１の１の(１)から(３)まで、(５)及び(７)並びに２の(１)から(３)までに掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅡの１(１)のアからカまで、(２)のア、イ及びエからカまで、(３)のアからオまで、(４)並びに(７)のア及びイ、運用１別紙２別記１の１の(１)から(３)まで、(５)及び(７)並びに２の(１)から(３)までに掲げるもの。

注１０）　農村地域防災減災事業実施要領別紙４(用排水施設等整備事業に係る運用)の第２の３に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅡの１(５)及び(６)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅡの１(５)及び(６)に掲げるもの。

注１１）　農村地域防災減災事業実施要領別紙６(地域防災機能増進事業に係る運用)の第２の１から３に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙４の第２の２、運用１別紙７の第１の２に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙４の第２の２、運用１別紙７の第１の２に掲げるもの。

注１２）　農村地域防災減災事業実施要領別紙７(農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)の第２の１及び２に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙３の第２の１及び２に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙３の第２の１及び２に掲げるもの。

注１３）　備考欄の水質保全施設及び水質保全施設と併せ行う施設の内容は以下に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における水質保全施設とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙９（水質保全対策事業に係る運用）の第２の別表１の事業メニューの表の区分の欄１に対応する工種の欄の（１）に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の（２）に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の（３）、同表の区分の欄の２に対応する工種の欄の（１）に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の（２）並びに同表の区分の欄の４に対応する工種の欄の（１）に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１（農地防災に係る運用）の運用２（水質保全対策事業）の第１の１の事業メニューの表の区分の欄の１に対応する工種の欄の（１）に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の（２）に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の（３）、同表の区分の欄の２に対応する工種の欄の（１）に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の（２）並びに同表の区分の欄の５に対応する工種の欄の（１）に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における水質保全施設と併せ行う施設とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙９（水質保全対策事業に係る運用）の第２の別表１の事業メニューの表の区分の欄１に対応する工種の欄の（４）及び同表の区分の欄の２に対応する工種の欄の（３）から（５）に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１（農地防災に係る運用）の運用２（水質保全対策事業）の第１の１の事業メニューの表の区分の欄の１に対応する工種の欄の（４）及び同表の区分の欄の２に対応する工種の欄の（３）から（５）に掲げるものとする。

注１４）　農村地域防災減災事業実施要領別紙10（公害防除特別土地改良事業に係る運用）の第２の１から３までに掲げるもの。

注１５）　農村地域防災減災事業実施要領別紙12（農業用施設等災害管理対策事業に係る運用）の第２の１から５までに掲げるもの。

注１６）　農村地域防災減災事業実施要領別紙 13（農村防災施設整備事業に係る運用）の別表１の区分欄１及び２に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１（農地防災に係る運用）の運用１別紙５別表１の区分欄の１及び２に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４（農地防災に係る運用）の運用１別紙５別表１の区分欄の１及び２に掲げるもの。

注１７）　備考欄の農業生産基盤整備の内容は以下に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における農業生産基盤整備とは、農村地域減災防災事業実施要領別紙８（特定農業用管水路等特別対策事業に係る運用）の第２の１から３まで、別紙13（農村防災施設整備事業に係る運用）の別表１の区分の欄の２に対応する事業種類の欄の（１）から（５）までに掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１（農地防災に係る運用）の運用１別紙１のＶの１に掲げるもの、運用１別紙５（農村災害対策整備事業）の第２の運用１別紙５別表１の区分の欄の１に対応する事業種類の欄の（１）、（２）及び（５）から(10)までに掲げるもの、別紙４－１（農村整備に係る運用）の運用１（農村集落基盤再編・整備事業）の別表の区分欄の１及び４に掲げるものとする。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４（農地防災に係る運用）の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１（農地防災に係る運用）のＶの１に掲げるもの、運用１別紙５（農村災害対策整備事業）の第２の運用１別紙５別表１の区分の欄の１に対応する事業種類の欄の（１）、（２）及び（５）から(10)までに掲げるものとする。

注１８）　備考欄の農村保全管理施設の内容は以下に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における農村保全管理施設とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙13（農村防災施設整備事業に係る運用）の別表１の区分の欄の１に対応する事業種類の欄の（１）から（８）までに掲げるもの。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１（農地防災に係る運用）の運用１別紙５（農村災害対策整備事業）の第２の運用１別紙５別表１の区分の欄の１に対応する事業種類の欄の（３）及び（４）並びに同表の区分の欄の２に対応する事業種類の欄の（１）から（８）までに掲げるもの。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４（農地防災に係る運用）の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙３－１（農地防災に係る運用）の運用１別紙５（農村災害対策整備事業）の第２の運用１別紙５別表１の区分の欄の１に対応する事業種類の欄の（３）及び（４）並びに同表の区分の欄の２に対応する事業種類の欄の（１）から（８）までに掲げるもの。

注１９）　農山漁村地域整備交付金における備考欄の地域用水機能の増進を伴う農業用用排水施設整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 23 年４月１日付け 22 生畜第 2433 号、22 農振第 2216 号、22 林整計第 359 号、22 水港第 2429 号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、農林水産省林野庁長官、農林水産省水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（以下「H22 整備交付金要領」という。）別紙（番号 12 集落基盤整備事業に係る運用）の第１の５の事業メニューの表の区分の欄の１に対応する工種の欄の（２）に対応する内容の欄のウに掲げるものとする。

注２０）　農山漁村地域整備交付金における備考欄の基幹水利施設補修とは、H22 整備交付金要領別紙（番号 12 集落基盤整備事業に係る運用）の第１の５の事業メニューの表の区分の欄の１に対応する工種の欄の（２）に対応する内容の欄のカの（ア）の②及び（カ）に掲げるものとする。

注２１）　以下に掲げる事業は、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。

- 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2690 号農林水産省農村振興局長通知)別紙１(農地整備事業に係る運用)の第３の別表の区分の欄の３
- 農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2605 号、29 生畜第 1500 号農林水産省農村振興局長、生産局長通知。以下「農業競争力強化農地整備事業実施要領」という。)別紙１(農地整備事業に係る運用)の第３の別表の区分の欄の３、別紙３(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第 10 の１の(１)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(１)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(２)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同表の区分の欄の利用施設整備事業
- 水利施設等保全高度化事業実施要領(平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知)別表１の区分の欄の３及び別紙１の第２の８
- 中山間地域農業農村総合整備事業実施要領(令和２年３月 31 日付け元農振第 2792 号農村振興局長通知)の別表の区分の欄の１に対応する事業種類の欄の(９)及び同表の区分の欄の２
- 農村地域防災減災事業実施要領別紙 13(農村防災施設整備事業に係る運用)の第２の別表１の区分の欄の３
- 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領(平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2712 号農林水産省農村振興局長通知）要領別表１(長寿命化対策)の(１)のアの(ウ)、要領別表２（防災減災対策）の（１）のクの（イ)、別表２－１（水質保全対策関連）の４
- 農村整備事業実施要領（令和３年４月１日付け２農振第 2737 号農林水産省農村振興局長通知）第２に掲げる事業（２農道・集落道整備事業のうち農道に関する事業を除く。)
- 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙１(農地整備に係る運用)の運用１(農地整備事業)の第２の別表１の区分の欄の３、運用４(草地畜産基盤整備事業)の第 10 の１の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(１)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(２)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同表の区分の欄の利用施設整備事業、別紙２(水利施設整備に係る運用)の運用２(水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）の別表の区分の欄の３、運用３(農業水利施設保全合理化事業)の別表の区分の欄の３、運用５(地域用水環境整備事業)の第１の１及び２、別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙５(農村災害対策整備事業)の運用１別紙５別表１の区分の欄の３、別紙４－１(農村整備に係る運用)の運用１(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄の２及び３、運用３（畜産環境総合整備事業）の第６の１の表の工種の欄に掲げるもの（同表区分の欄の１に対応する工種の欄の（１)、(２）のカ及び（３）のスの（ア)、同表区分の欄の２に対応する工種の欄の（１）及び（２）のサ並びに同表区分の欄の３に対応する工種の欄の（１）を除く。）並びに別紙 13(効果促進事業に係る運用)の第４
- 沖縄振興公共投資交付金交付要綱において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙１(農地整備に係る運用)の運用１(農地整備事業)の第２の別表１の区分の欄の３、運用４(草地畜産基盤整備事業)の第 10 の１の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(１)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(２)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同表の区分の欄の利用施設整備事業、別紙２(水利施設整備に係る運用)の運用２(水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）の別表の区分の欄の３、運用３(農業水利施設保全合理化事業)の別表の区分の欄の３、運用５(地域用水環境整備事業)の第１の１及び２、別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙５(農村災害対策整備事業)の運用１別紙５別表１の区分の欄の３、別紙４－１(農村整備に係る運用)の運用１(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄の２及び３、運用３（畜産環境総合整備事業）の第６の１の表の工種の欄に掲げるもの（同表区分の欄の１に対応する工種の欄の（１)、(２）のカ及び（３）のスの（ア)、同表区分の欄の２に対応する工種の欄の（１）及び（２）のサ並びに同表区分の欄の３に対応する工種の欄の（１）を除く。)、別紙 13(効果促進事業に係る運用)の第４
- 農業生産基盤情報通信環境整備事業実施要領（令和７年 12 月 17 日付け７農振第 2127 号）の別表第１の区分の欄の２

注２２）　農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙５(農業基盤整備促進事業に係る運用)の第４の１に定める別記様式第１号、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙１の運用２(農業基盤整備促進事業)の第４の１に定める別記様式第１号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成 27 年４月９日付け 26 農振第 2070 号農林水産省農村振興局長通知)第３の２に定める別記様式第２号、畑作等促進整備事業実施要領（令和５年４月３日付け農振第 2643 号農林水産省農村振興局長通知）の第６に定める別記様式第１号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。

注２３）　国営かんがい排水事業における併せ行うため池整備とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年７月７日付元構改Ｄ第 532 号農林水産事務次官依命通知。以下「国営かんがい排水事業実施要綱」という。)第２の６に掲げるもの。

注２４）　国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策、地域防災対策及び豪雨災害対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第２の 10 に掲げるもの。国営流域治水対策事業とは、国営かんがい排水事業実施要綱第２の１の表に掲げるもの。

注２５）　農業競争力強化基盤整備事業のうち水利施設等保全高度化事業の水利施設整備事業(ただし、簡易整備型を除く。)及び畑地帯総合整備事業と併せ行う農村地域防災減災事業とは、農村地域防災減災事業実施要領別表１の事業区分の欄の１の事業に掲げるもの。

注２６）　国営かんがい排水事業における緊急対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第２の２(４)に掲げるもののうち、耐震化対策、地域防災対策、豪雨災害対策及び流域治水対策を行うもの。

注２７）　国営総合農地防災事業における緊急対策とは、国営総合農地防災事業実施要綱(平成元年７月７日付け元構改Ｄ第 486 号農林水産事務次官依命通知)第２の２(11)に掲げるもの。

注２８）　安全対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱２の１、水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成 30 年３月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知)第２の 1(ただし、農地集積促進型を除く。)、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙２運用１、運用３及び運用５、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱第２の１と一体的に行うものとし、農業用用排水施設への転落による被害の防止又は軽減を図るための施設を対象とする。

注２９）　流域治水対策とは、以下のうち流域治水に資する施設の整備とする。

農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙１の第３の３に掲げるものと一体的に実施される国営農地再編整備事業又は国営緊急農地再編整備事業

農業競争力強化農地整備事業実施要領別表１の区分の欄の４（４）又は（５）に掲げるものと一体的に実施される農業競争力強化農地整備事業実施要領別表１の区分の欄１の事業

農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別紙１(農地整備事業に係る運用)の第３の別表の区分の欄の４の（４）又は（５）に掲げるものと一体的に実施される農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別表１の区分の欄１の事業

農地耕作条件改善事業実施要綱のうち水田貯留機能向上に向けた整備等を行う事業

注３０）　農村地域防災減災事業実施要領別紙 17(防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用)のうち、都道府県営事業については第２の１、２、３(７)・(８)及び６に掲げるもの、市町村営事業については第２の１、２、３(７)及び６に掲げるもの、土地改良区等営事業については第２の１(２)(ため池の廃止に係るものを除く。)、３(７)及び６に掲げるものとする。

注３１）　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和３年法律第 19 号)の施行により過疎地域の指定除外になった市町村(令和４年度に再設定されたものを除く。）では、令和５年度以降、該当事業の国庫補助率が漸減していくため（土地改良事業関係補助金交付要綱に規定)、これに対応した負担割合を適用する。

注３２）　国営かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策及び豪雨災害対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第２の 11 に掲げるもの。

注３３）　地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（農業農村整備事業))（令和８年４月１日付け７農振第 2926 号農林水産事務次官依命通知）の別表に掲げる事業は、準用されるそれぞれの事業の都道府県及び市町村の負担割合を適用する。

注３４）　地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（農山漁村地域整備交付金))（令和８年４月１日付け７農振第 2928 号農林水産事務次官依命通知）の別表に掲げる事業は、準用されるそれぞれの事業の都道府県及び市町村の負担割合を適用する。

注３５）　農業構造転換特別対策費とは、農業競争力強化農地整備事業実施要領の別紙１(農地整備事業に係る運用)の別表１(事業内容)の５及び水利施設等保全高度化事業実施要領別表１の６に掲げるもの。

注３６）　調査・計画を行う事業（建設事業を実施するために直接必要と認められる場合に限る。）の地方公共団体が負担すべき割合は、調査・計画を行う事業の国庫補助残を、当該建設事業における都道府県と市町村の負担すべき割合の比によって按分するものとし、按分後の負担すべき割合を百分率で表示した場合に小数点以下一位未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。